

ったときだけで足りると理解すると、主観的起算点はより一般的なものになる。上記2で述べたように、民法（債権法）検討委員会の起算点のイメージでは、現に債権の発生を知らなくても、債権があると主張する者に債権を行使したり保存したりすることを期待して良い状態になったならば、主観的起算点は到来するとの立場である。

7 改正民法における主観的起算点（私見）

改正民法166条1項1号に主観的起算点が、上記の考え方のいずれを採用したものであるかは、部会での議論や部会資料を見ても明確にはなっていない。今後の解釈論次第ということであるが、私としては、上記2のBの理解を基本とすべきではないかと考えている。立法担当官による筒井＝村松・一問一答・民法（債権関係）改正57では、債権者が権利を行使することができることを知ったというためには、「権利行使を期待されてもやむを得ない程度に債権者が権利の発生原因等を認識する必要がある。」と解説されている（下線は筆者）。これは、上記2のBの理解と同旨をいうものであろう。すなわち、「権利行使を期待されてもやむを得ない程度」という表現が、権利行使の現実的・具体的可能性を表わしていると理解されるのである。

31 主観的起算点（改正民法166条1項1号）における「権利を行使することができる」は、客観的起算点（改正民法166条1項2号）におけるそれと同じ意味か。

結 論 異なると解する（私見）。

1 問題点の提示

旧166条1項の「権利を行使することができる時」の解釈については、権利行使につき法律上の障害がなくなった時をいい、権利者が権利を行使できることを知っている必要はないとする法的可能時説と、権利を行使することが現実に期待できた時とする現実的期待可能時説の対立があった。改正民法166条1項では、主観的起算点から5年の時効を同項1号に、客観的起算点から10年の時効を同項2号にそれぞれ規定しているが、両号とも「権利を行使することができる」という文言を用いている。そこで、主観的起算点を規定する改正民法166条1項1号で用いられている「権利を行使することができる」と、

第13章 時効期間—損害賠償請求権

〔生命・身体の侵害における時効期間の特則〕

84 債務不履行による人の生命または身体の侵害に基づく損害賠償請求権の時効期間は何年か。

結論 主観的起算点から5年、客観的起算点から20年である。

1 改正民法167条

債務不履行による人の生命または身体の侵害に基づく損害賠償請求権につき、改正民法167条は、次のように客観的起算点からの時効期間である10年の原則（改正民法166条1項2号）に対してこれを20年に伸長している。

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

これに対し、主観的起算点からの時効期間は、改正民法166条1項1号により権利を行使できることを知った時から5年という原則のままであり、主観的起算点からの場合には時効期間の延長はない。

	一般の債権（原則）	生命・身体侵害による損害賠償請求権
客観的起算点から	10年	20年
主観的起算点から	5年	5年

合意の対象はあくまでも協議の期間であり、完成猶予期間ではないため、時効の「完成猶予期間として本日から 月 日までとする」といったような合意は許されないことに注意が必要である。

(5) 合意文書の作成日付

次に、協議を行う旨の時効完成猶予の期間は、期間を定めなかった場合には「その合意があったときから」1年間であるので、合意の文書を作成した日付として「平成 年 月 日」の記載を書面上明らかにすることは重要である。もちろん、協議を行う期間の始期と終期を定めたときは、その必要性は薄れる。

3 参考文例（差入書方式）

以上のような検討を踏まえた参考文例は、以下のとおりである。これは、差入書方式を想定しているものであるが、この書面に対して、承諾の書面を作成しても差し支えない。

協議をする旨の合意書

貴殿（貴社）が、私（当社）に対して請求している下記権利に関して、貴殿（貴社）との間で、権利の存否とは関係なく協議を行うことを合意いたしますので、本書面を差し入れます。

なお、その協議の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

〔協議の対象とする権利関係の表示〕

平成 年 月 日

173 書面による続行拒絶通知とは何か。

結論

その通知の時から6か月を経過するまで時効完成が猶予される。

1 書面による続行拒絶通知

改正民法151条1項3号は、時効の完成が猶予される期間の1つとして、次の